

業務委託に関する規程

第1条（目的）

この規程は、特定非営利活動法人 Peace & Nature（以下「P&N」という）の適正な運営を図ることを目的として、業務委託に関する基準を定めたものである。

第2条（適用範囲）

本規程は、P&Nが外部の企業、団体および個人に対して行う業務委託に適用する。

第3条（委託する業務内容）

1. 委託する主な業務は、次のとおりとする。
 - 休耕地や畑の耕起
 - 田んぼの整備（代掻き、畝づくり等）
 - ユンボを使用した整地作業
 - 土慣らしや土壌改良作業
 - 里山保全活動（広葉樹の間伐、広葉樹の運搬等）
 - 脱穀機の貸し出しおよび操作指導
2. 前項に掲げるもののほか、理事長が必要と認めた業務を委託することができる。

第4条（報告）

業務当日に作業シートにて実施内容を確認し、作業終了後にサインをもらう。

第5条（支払い額）

1. 委託料は、一日当たり最大 20,000 円を上限とする。
2. 支払い額は、委託業務の難易度や労働量等を総合的に勘案し、理事長が決定する。

第6条（支払い方法）

委託料は業務完了後、原則として受託者の指定する銀行口座へ振込により支払う。

第7条（記録管理）

業務委託に関する支払い記録は、帳簿等に正確に記載・保管し、監査等の第三者に対しても適宜説明できるよう、適切に保管する。

第7条（改 廃）

本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付 則

1. この規程は、2025年（令和7年）4月5日から施行する。